

第19回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長) 本日は、市議会で総務常任委員会が開催されており、教育委員会に関連する議案等として「補正予算」、「長期財政収支見込」及び「創生総合戦略」があります。

部長をはじめ、関係する課長は市議会の対応となりますので、本日の審議の順番については、状況に応じて進めていきたいと思えます。

それでは、審議に入ります。日程第1、第25号議案「芦屋市指定文化財（芦屋神社境内古墳）の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課文化財係長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 最初に質問します。芦屋神社境内全体を芦屋市の指定史跡にしていますが、今説明があった石室内で、後からつくられたほこらや、歩きやすいようにコンクリートでさわっている部分、入り口に扉があります。そういうものに関しては史跡に当たるのか、それともそれ以外になるのか、説明をお願いします。

生涯学習課文化財係長) 指定につきましては、先ほども言いましたように、資料5に記載した範囲になります。教育長がおっしゃいました、後でつくられた可能性のあるものについては、指定範囲内で地面にくっついているものは史跡対象になります。ただ、後で置かれているような、石のほこら等につきましては史跡の対象には

なりません。動かせるものは史跡ではなく、地面にくっついていて動かさないものが史跡になります。

ただ、例えば資料4の上の写真にありますように、床に敷かれているこの石畳のようなものは、明らかに後の時代のものですので、将来、これを工事で取り除くとか、そういうことになりましたら、史跡であっても工事の許可はできると思います。そういう扱いになるところだと思います。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 芦屋神社というのはいつごろできたものですか。

生涯学習課文化財係長) 芦屋神社は建てられたことに対する記録が残っていないので、いつできたということはわかっていません。ですが、戦国時代、1580年代ぐらいに芦屋の村の農民が集まって逃げたという記録が残っております。ですので、最も古いときで言いますと、1580年には確実に芦屋神社があったことはわかっております。

木 村 委 員) ここには現地での解説板はまだ置かれていないのですか。

生涯学習課文化財係長) はい。

木 村 委 員) 今後、これは芦屋神社さんの御意向もあるでしょうが、置くことは考えられていますか。

生涯学習課文化財係長) 今、芦屋神社の宮司様とこの指定についてご説明させていただきまして、今後積極的に、こちらとしましては市民の皆様に見学いただきたいということで、それについては宮司様のほうも同じ意見です。解説板についても、設置することには同意いただいております。芦屋市の来年度の予算で、今後、正面の一番いい場所に解説板を設置する予定となっております。

木 村 委 員) わかりました。

浅 井 委 員) これは市の指定文化財になっても、今までと同じような形で見学できるのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) 指定文化財に指定されただけで、例えば触れられないようになるというようなことはありません。市民の皆様には、今まで以上に知っていただけるように、広報などにも力を入れていきたいと思っておりますので、見学も自由にさせていただけることになっております。

浅 井 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 2 5 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第 2 6 号議案「芦屋市社会教育関係登録団体の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課管理係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 三条南町子ども会ですが、芦屋市内のこども会は全て、社会教育団体として登録しているわけではないのですか。

生涯学習課管理係長) ほとんどのこども会の方は、社会教育団体として登録していただいております。

浅 井 委 員) ほかにこども会の活動について、実態に詳しくないので教

えていただきたいです。

この場合は、廃品回収とだけなっているのですが、こういったものですか。

生涯学習課管理係長) こども会の担当所管課が青少年育成課でして、防災訓練やコミスクの行事などに参加して、世代を超えて皆さんで活動されているということです。

浅井委員) 廃品回収は今、育友会やPTAがかかわって行っていたりすると思うのですが、学校によって違うのでしょうか。

生涯学習課管理係長) 三条南町子ども会につきましては、PTAとかということは聞いておりません。

浅井委員) では独自で、その地域の廃品回収にかかわるということですか。

生涯学習課管理係長) はい。

浅井委員) わかりました。

松本委員) 分類の中に、教養・学習があって、4ページの2番と3番はその他になっているのですが、2番は教養・学習ではないのかと思いました。これはどういう分類になっているのですか。

生涯学習課管理係長) こちらの分類につきましては、申請が出たときの活動場所ごとの種類で、3ページにあるとおり、1がPTA、2が青少年、8がその他と分かれております。申請上で出されてきたとおりの番号で、こちらで勝手には分類はしていません。

松本委員) わかりました。

木村委員) 今回申請されている3つの団体ですが、結構古くて、2番は昭和23年で相当古いのですが、今回なぜこの申請をされてきたのですか。要は、今まで知らなかったのか、そのあたりは

でしょうか。

生涯学習課管理係長) 6月末に3年に1度の更新があったのですが、そのときに更新できなかった3団体でございます。年2回、6月と12月に受付できますので、12月に申請を出されたということです。この3団体につきましては、全部今まで承認されておりました団体でございます。

木村委員) 今回は、新規団体は全くないのですね。

生涯学習課管理係長) はい、ございませんでした。

教育長) 登録団体の申請をしたときに、厳密に見て、もう1回出し直してもらったということですか。

生涯学習課管理係長) 違います。3年に1度の登録団体更新時に、6月末までに申請書を出されなかった団体でございます。それを過ぎると次は12月15日から25日の間しか受付できないので、その間に出された団体にして、本来は継続して承認されるべき団体かなと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) ここでお諮りいたします。

報告第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する法令の制定について」は、3月議会に上程される議案

の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、一番最後に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) 次 に、第 27 号 議 案 「 芦 屋 市 立 図 書 館 設 置 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 制 定 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。 提 案 説 明 を 求 め ま す。

図 書 館 長) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長) こ の 条 例 は、 今 ま で 休 館 日 が 日 曜 ・ 月 曜 ・ 火 曜 及 び 祝 日 だ っ た の を、 月 曜 日 を 開 館 す る 旨 の 条 例 改 正 と い う こ と で よ ろ し い で す ね。

図 書 館 長) は い。 開 室 日 を 拡 充 す る た め の 改 正 で ご ざ い ま す。

教 育 長) こ れ に よ っ て、 芦 屋 市 全 体 で は ど こ か の 館 が あ い て い る と 考 え て よ ろ し い で す か。

図 書 館 長) こ れ ま で 図 書 館 は 本 館 と 打 出 分 室 と 大 原 分 室 が ご ざ い ま し て、 協 力 館 と し て 公 民 館 図 書 室、 上 宮 川 文 化 セ ン タ ー 図 書 室 が ご ざ い ま し た。 公 民 館 図 書 室 と 上 宮 川 文 化 セ ン タ ー の 図 書 室 に つ き ま し て は、 月 曜 日 は あ い て い た の で す が、 図 書 館 が 管 轄 し て い る 館 に つ き ま し て は、 月 曜 日 は 全 て 休 館 と い う 状 態 で し た。 今 回 の 拡 充 に よ っ て、 2 館 開 室 日 が 増 え た こ と に な り ま す。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 大変喜ばしいことだと思いますが、例えば開室の時間を今後また考慮していく場合に、やはり規則の改正というのも必要になるのでしょうか。

図 書 館 長) 開館日、開館時間に伴うことは全て規則改正をしないと行えませんが、今後もまた、打出分室に限らず開館日、開館時間については課題と考えております。

浅 井 委 員) 打出も大原も駅から近くて、会社帰りの方などもやはり寄りやすい、親しみやすい図書室になればいいなと思いますので、ぜひ引き続き検討をお願いいたします。

教 育 長) 本日は、打出教育文化センターの所長も来ておりますが、今、あそこの建物自体の管理はどうなっていますか。

打出教育文化センター所長) 業務委託で火曜日と金曜日に関しては9時半まで開館しております。貸し室業務も行っています。

図書館につきましては5時までということで、館内放送が流れて閉館いたします。現在まで、月・火と閉館しておりましたので、本を返しに来られても返せない状態が続いておりました。それは打出教育文化センターの事務室の窓口でお預かりしております。

中には、門のところの郵便ポストに入れられる方もいます。「ここは郵便ポストです」と張り紙をしても、入れて行く方もおられます。それも打出教育文化センターのほうで預かっております。

浅 井 委 員) 返却は図書室のあいている時間を過ぎても受けてくださっているということですか。

打出教育文化センター所長) はい。ただ火曜日、金曜日以外は、5時には自動ドアを閉めますので入ってこられませんが、月曜日と火曜日、閉館の日はあいておりますので、そのときに返しに来られたら預かっております。

浅井委員) 承知しました。

木村委員) 今回の改正で打出分室が日曜・火曜で、大原分室は月曜・火曜が休みになるのですが、私みたいに働いている立場からすると、日曜日があいているほうがうれしいなというのがあります。大原は月・火が休みで打出は日・火となっているところ、何か違いというか、なぜそうなるのか理由があるのでしょうか。

図書館長) 先ほども説明させていただいた部分になるのですが、図書館が管轄している施設の、どこかが開館しているというところでは。協力館もそうですが、本館に予約の依頼をかけた時、そういった物流の面でも、やはり1館あいていると、本館で受け取ろうと思っていたものを休館している月曜日でも取り寄せて借りられるようにするといった融通が利く館が増えるという部分で、サービス拡充に当たるのではないかと考えております。

松本委員) 今の質問は、日曜日が閉まっているのがなぜかということではないですか。

木村委員) 日曜日があいていたほうがありがたいというのが一般的な意見かと思います。

図書館長) 本来であれば、日曜日や祝日に開館ができれば本当に理想的とは考えているのですが、図書館が単独で管理している施設でもありませんので、そのあたりはまた調整であるとか施設のどうやって運営していくのかも含めて連携等も必要になって

くる部分だと思います。これも先ほどお話しさせていただいた開館日、開館時間にかかわる課題であると考えております。

教 育 長) 打出分室は打出教育文化センターと共用で使っている関係上、延長時間等の部分での制約があります。その中で、月曜日は芦屋市全体の図書館として開館を行ったということでもいいですか。

図 書 館 長) はい。

木 村 委 員) すみません。常にどこかがあいているほうがいいからということだと、火曜日は両方とも閉まっているのですが。

図 書 館 長) そうですね。

木 村 委 員) そこは何か、議論をされていないのですか。

図 書 館 長) 火曜日は本館があいておりますので、そのあたりでバランスをとっていただくというか、どこかがあいているとその分、受取館をそこにしようであるとか、そういった融通が利くようになるのかなとは考えております。

松 本 委 員) 返却ポストはないということだったのですが、それは置く場所などの問題でしょうか。

図 書 館 長) 打出分室に関しては、返却ポストは、やはり分室につけてほしいという御要望が多かったものですから、つけるとしたらどこが可能かというのは、何度か調査して検討はさせていただきました。建物の構造上、取り付けにくい部分と、打出分室については歴史的な価値のある大切な建物ですので、外づけにするなら壁に穴をあけることもいけません。打出教育文化センターの施設の中でも設置できる場所がないか、建物全体で調査はしたのですが、今のところは構造上の問題でつけられないということです。

松本委員) はい、わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) それでは、日程第2の審議に入ります。

報告第19号「平成28年度「春の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公民館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 5ページですが、公民館セミナーの日にちが3月18日、日曜日になっていますね。

公民館長) 3月18日、金曜日です。すみません。

教育長) ルナ・ホールは真ん中が円形のステージになっていました。白髪一雄さんが、あそこでパフォーマンスをされたのですね。

公民館長) そうです。

教育長) 渡辺市長のときぐらいだったか、そのときにされたのがこの冊子に載っている絵ですね。

公民館長) 当時のことを調べまして、あまり詳しくはわからなかったのですが、芦屋の場合は具体を昔からやっていました。その関係の方で展覧会等を従来から行っていたという、歴史的経過があったということです。

吉原治良さんや菅井汲さんも活動されていましたが、特に白髪一雄さんが芦屋青年会議所の設立記念で、「芦屋」という作品を市民センターの中で描かれたということです。白髪一雄先生の絵は、オークションで今すごくいい値段がついているのですが、それを言われるので、施設管理者としては困ってしまうところもあります。ですが、芦屋市民センターで描いた絵で、なおかつ題が「芦屋」ですから、もうそれは金銭的価値にかえられない貴重なものであると思っております。

プロの修復家に見てもらったところ、傷んでいますよということで、結構な修復費用を払って修復して、現在はきれいな状態になっています。せっかくなのでセミナーも実施できないかなということで、今回実施させていただきます。

教 育 長) あの絵にはガラスのカバーはあるのですか。

公 民 館 長) カバーはありません。もともとなくて、盗難予防等、いろいろ言われる方もいらっしゃるのですが、修復家の先生と相談させていただいて、アクリル板などをつけると少し光ってしまうので、ムードが壊れるということもあり、かなり大きい絵ですので、盗難については少し場所を上げたり、固定の仕方を工夫したら盗られることはないのではないかと考えております。

浅 井 委 員) 知の循環型の学習の成果を生かしたまちづくり事業、これは街かどウォッチングのほかには何かありますか。

公 民 館 長) ここの中ではありません。

浅 井 委 員) 今までではどうでしょうか。

公 民 館 長) 今まででは、同じような街かどウォッチングなどを行っています。パソコン講座も、学習の成果を生かしたものであった

と思います。

浅井委員) これは回を重ねて定着してきているのですか。

公民館長) はい。

浅井委員) かつて行われた講座に参加された方が、講師としてウオッチングとパソコン講座を持ってくださっているという形なのですね。

公民館長) そのとおりです。公民館講座として一定の品質が必要ですので、誰でも講師ができるというわけにはいきません。学習されて、自分で研究をされて、一定のレベルのある方に講座の講師をお願いしています。

浅井委員) こちらからお願いしているという形ですね。

教育長) これはまことに失礼な言い方ですが、質の担保は、今の場合は誰がしているのですか。

公民館長) 実際の受講者の反応などを勘案しながら、おもしろくなかったらおもしろくないと、それはすぐこちらのほうに情報が来ますので。

教育長) これを実際運営するときには、受講された方や参加された方にアンケートをとる等、常に内容については市として吟味していくことが求められているのではないかと思います。そのことはつけ加えておきたいと思います。

松本委員) 結構先の講座もありますが、2月15日号に載っているものは、既に受付しているのですか。NHKの講座は5月2日までということですが、受付はもう始まっているのでしょうか。

公民館長) NHKの講座につきましては、往復はがきでないといけないというルールがあります。ご自身の往復はがきでは申し込み

ができますが、応募用のはがきは、こちらではまだつくっていません。

松本委員) 応募用のはがきは、いつもつくられているのですか。

公民館長) はい。いきなり往復はがきに書いてくださいと言ってもわかりにくいので、所定のはがきをつくって、これで申し込みをしてくださいというのを、窓口に置いています。

松本委員) そんな親切なものがあるんですね。知らなかったです。

公民館長) 真っ白な往復はがきに書いてと言われてもみなさん戸惑われるみたいなので、フォームを一応つくっています。窓口に来られて、申し込みしたいですと言われてたら渡しています。

松本委員) 窓口でそのままは申し込みできずに、はがきに書かないといけないんですね。当たったか外れたかという返事のためですね。

公民館長) NHKさんがそういうやり方だと決めているのです。そのはがきがあって、52円切手を持っていなければ52円を払って、これで返信してくださいと、必ずそれは行っています。だから52円切手を貼りたくないという人は窓口に来て、そのはがきに書いて52円を別途払って、これで返信してくださいと。

松本委員) そうですか。

教育長) 丁寧にやっているんですね。

松本委員) 自分で書く分については、もう受付しているということですね。

公民館長) スキーム的には、やはり家から104円の往復はがきを買っていただいてという形です。

松本委員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第19号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここで再度お諮りいたします。

報告第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、3月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思います。

1つ残っております教育振興基本計画は、今、三部長のほうが市議会に出ておりますので、これを一番最後に回しまして、その前に、報告第18号を今申し上げました理由によりまして非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、報告第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 審査請求期間が延びることは何も問題ないのですが、今まで日にちで決めていたのを月に変えていますね。30日だったのが1カ月とか。これは大体法律的にはこういうふうに変わっているものではないでしょうか。日にちのほうがすっきりとわかるような、月だと31日までや30日までといろいろあって迷いそうな気もしたのですが。こういう法律の日の決め方は、そういうものですか。

教職員課長) すみません、ちょっと即答ができません。

教育長) これ、3カ月というのと「みつき」というのは違うのですね。

木村委員) これは、「さんげつ」と言うのですね。特に、「日」と「月」の、そういう傾向があるという話はあまり聞かないです。気まぐれに決めているような気もしないでもないですが。

教育長) その点は次回までに、報告してもらえますか。これは多分そこを引用している部分なので。小石委員がおっしゃったのは、60日だったら、通知があった次の日から1、2、3、4と60数えたらいいのですが、三月だったら、31日の月もあれば30日の月もあるから、そこら辺がどうかという素朴な疑問だと思います。

小石委員) はい。全然深い意味合いはありません。そういうものかなと思って。こんなふうに変えたのは、そういうふうには変わっているのかと思ひまして。

教職員課長) 大変申しわけないのですが、次回の本委員会でご報告させていただきたいと思ひます。

小石委員) 教えていただければそれで結構です。

教育長) よろしいでしょうか。

今まででしたら、処分したときはこれを読み上げて、異議があるときは、申し立ては何日以内にできますよと常に添えていました。今回、教育委員会に関しては、そのお金に対して、退職の支払いの差しとめが来た部分に関してのみということですね。

教職員課長) そうです。

教 育 長) ほかに、退職手当ではないのですが。例えば、いろいろなところでお金を借りて、そこにお金を返すのが滞っていて、給料の一部をそこに直接払うのではなく、申し立てがあったりする。裁判所か何かの許可を得てする場合がある。それも同じような形で市長部局として上げているということですか。

教職員課長) そうですね、そういったこともここには含まれてくるかと思えます。

教 育 長) 処遇案件が発生したときに、それを知り得たものを不利益処分として審査の請求を行う期間を書いたということですね。

教職員課長) そうです。ここで言いますと、退職手当を受ける者が支払い差しとめ処分を受けたときに、それに対して申し立てができる期間について、今回、法律が改正されることにより、その期間も、その分延長されるという形の規定になっております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

若干宿題が残りましたが、それは次回に報告していただきたいと思えます。特に教職員の処遇案件にしても、それに対して不服申し立てが出る場合がありますので。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第18号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

お諮りいたします。三部長おりませんが、まず概要について、説明は学校教育課長からしていただいて、その後、入ってもらうということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、報告第17号「第2期芦屋市教育振興基本計画原案について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

管理課係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 31ページ重点目標1の指標3のところ、中学校で数学の授業がよくわかると答えた生徒の割合が、現状が80%で目標が80%なら全然変わらず現状維持となっているのですが。

学校教育課長) この数字が変わっていない理由ですが、平成25年度、中学校の数学、これについては71.3%ということで、非常に割合が上がっております。それから小学校の英語学習につきましても、平成25年度が88.5%ということで、これも9割を超える状況で、非常に高いものが今、上がってきて維持しております。ですので、これについては、この高い数字を保って

いくことを目標にやっていきたいと考えております。

木村委員) 現状維持ということであれば、重点目標の指標になるのでしょうか。

小石委員) 落とさないという目標ですね。

木村委員) そうであれば何か特別な説明が要ると思います。指標4では、現状92.1が目標92.1と、6年後も小数点以下でずっと同じというのは、これは何でなのかなと非常に不思議に思います。ですから、このままではあまりよくないと思います。今がいいのであれば、もう少し、わずかでもよくするとか、何か現状維持となると、重点目標の中に入ってこないような気がします。

また、同じページで間違いを指摘しておきます。一番上の網かけをしている基本政策(1)就学教育の推進とありますが、これは就学「前」教育ですね。

管理課係長) 直します。すみません。

松本委員) これは、今、訂正の指摘をされたものが決定稿ということですか。ここの部分も修正しますと言われたのですが、もうそれで決定稿ということでしょうか。

管理課係長) 来週の本部会議に本日の提出資料で諮らせていただいて、了解を得られれば、それで行かせていただくという形で考えているところです。

松本委員) 今の就学「前」とか、抜けていたところというのは。

管理課係長) これは明らかな誤りですので、訂正させていただきます。

木村委員) パブコメに出しているから、その後、なかなか中身的な変更ができないのはわかるのですが、先ほどの指標で、変わらな

いのであれば、備考のところに、現状で高いレベルなので現状維持を目標とするということを入れていただくとか、そうしないと、これだけ見たら、何なのだと感じると思います。

教 育 長) 相対的に、これは見る人が見たときに、それをきちんと理解できるように、あまり後ろ向きにとってもらうのも好ましくないのです。僕は常に言うのですが、下げないことも大事なことです。下げないことが重要であることをわかるように明記も必要ではないでしょうか。

学校教育部長) これに関しては、総合計画のところにはもっと詳しく、なぜその数値なのかということで、現状維持であれば現状維持の理由が明確に書いてあるのですが、ここの部分については全部載せ切れていません。やはり先ほどのご指摘のとおり、備考に説明を入れたほうがいいのかと思います。

小 石 委 員) そのほうがわかりやすいですね。読んだ人に間違いではないかと、思われるとよくありません。

学校教育部長) そうですね、そのとおりだと思います。

木 村 委 員) それから、レイアウトのことですが、例えば23ページと24ページを開いていただきたいのですが、要は論理構造がどうなっているのかということです。重点目標があって、それを受けて基本施策があって、その下にいろいろ施策の方向があるという構造だと思うのですが、そこが非常にわかりにくいです。23ページの重点目標というところは、例えば、1「自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成」とあって、白バックに黒字で書いてありますね。ところが24ページにいくと、網かけで「自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成」となっています。

基本施策が、23ページでは網かけになっていて、24ページでは白地になって、逆になっているので非常にわかりにくいですよね。それで論理構造が混乱してしまうという問題があります。

しかも、その下の施策の方向ではまた網かけになっているので、ずっと見ていくと、印象的には網かけの施策の方向というのが見えてくるので、こっちのほうが先なのかなと思ったり、そういうふうに少し混乱してしまうところがあります。

本日いただいた芦屋の教育指針では、そのあたりがすっきりわかりやすくなっています。レイアウト的に、23ページで使ったフォームを24ページ以降でも使うとか、一致させるとか。論理的に強調するところ、表題的なものはやはりまず大きく出す必要があると思うので、そこがあまり逆転しないように、フォントや網かけ等、そのあたりを可能であればもう少し見直していただいたほうがいいと思います。

小石委員) これは単なる網かけですか、それとも何か色がつくのですか。

管理部長) でき上がりは、一応カラーになりますので、何らかの色がつきます。

小石委員) そうすると、余計に対応関係がはっきりすればいいかなと思います。

教育長) 今回の木村委員の発言は、まず上位に重点目標があり、その下位のものとして基本施策があるのだから、そこがきちんとわかるように、色調か何かで統一したほうがすっきりしますよということです。読み手側に親切になるようにということです。

内容の文章を変えるのではなくて、フォントで強調できるものがあるならば、そういう工夫は今からでもできるでしょうと。ですからそれ自体は、パブリックコメントの関係でさわれないではなくて、運用上のものではないかという指摘ではないですか。

管理部長) それは変更できますね。内容が特に大きく変わるものではないですから。

教育長) 変わるものではなく、見やすくするという事ですから。それをもう1回吟味してもらえますか。

松本委員) 前も聞いたのですが、23ページ「芦屋で育てる」のところで、ダブルコロンは横書きで使うものだから、縦書きにしたらこうになってしまうのは仕方がないかもしれないのですが、やはり位置がおかしくないですか。

小石委員) これは、上と下が反対ですね。

管理部長) おそらく上と下が逆ですね。

木村委員) 縦も横も使うのなら、そのかぎ括弧も変ですね。

教育長) せっかくここまで来たから、やはりこだわって、いいものにできたらいいですね。それも印刷の関係で少し協議していただけますか。

本部会議には、教育委員会ではこういう指摘がありましたので反映すると説明してもらえますか。それを踏まえて、最終的に市長のほうで、本部会議で決定すべきものは最終案として月曜日に決定していきましようか。

松本委員) パブリックコメントは、一般の市民の方だけなのですか。例えば議員さんなどは別に言われる機会があって、ここには出

されないのですか。

管 理 部 長) 一応今回のこれも民生文教常任委員会という委員会でご報告します。

松 本 委 員) そうではなくて、意見を出されている方は、本当の一般の市民の方ということですか。本当の、と言うとおかしいですが。

管 理 部 長) 芦屋市民であれば、どなたでもできます。極端に言えば、議員さんでもインターネットからご意見を出そうと思えばできます。それは、縛りはないです。

松 本 委 員) それは匿名でもできるのですか。

管 理 課 係 長) 仕組み的には匿名でもできます。

浅 井 委 員) 芦屋市在住であればということですね。

管 理 課 係 長) はい。今回は皆さん、お名前をいただいています。

管 理 部 長) 議員の皆様には委員会でご報告していますので、もちろんそこでご意見を直接聞くことができます。

教 育 長) いつも思うのですが、教育委員会の事務局のメンバーは、芦屋の教育は何を目指しているのかということ、聞かれたら即座に答えられるようにしてください。教育のまち芦屋はこうですよときちんと説明できるように、絵に描いた餅で終わらないようにということが一番気になっております。事務局として、私からまた三部長をはじめ各部署にはそういう意識の高めをしていきたいと思えます。

松 本 委 員) 前も言ったのですが、パブリックコメントにもあります、10番の子ども・若者計画でうたわれている「寛容なまちづくり」という言葉とか、そういうほかの計画のキーワードと同じものを載せてほしいなと思えます。振興計画には、「寛容なま

ちづくり」という言葉はありません。計画としては別のものですが、芦屋の教育はこういうところを目指しているというキーワードとして、同じ言葉を入れてほしかったなという気はしています。

浅井委員) 関連してですが、「する」「みる」「ささえる」スポーツというのが計画にはありますよね。教育指針には、前はもう削除されていて、今回はそれがまた入ったのか、さっきいただいたのでまだ確認していないのですが、その辺も、やはり標語というものは重ねて使うべきではないかと思います。

教育長) ほかに質疑はございませんか。三部長が揃っておりますので、総括的な質問で。

浅井委員) もう遅いと思うのですが、51ページ、スポーツ文化の推進について。スポーツにちなんだ絵画展やポスター展、それから功労者の表彰を行うということですが、スポーツ文化の歴史的な面とか、そういうものを含めることは難しかったのですか。

例えば甲子園で優勝した県立芦屋高校の高校野球とか、オリンピックに出場した陸上の吉川綾子さんみたいな、古い時代にとっても活躍した方がいらっしやったり、テニスや登山などは芦屋が誇るスポーツ文化ですよね。そういうことを何か盛り込めるようなものがあつたらわかりよいのになと少し思いました。

もう遅いかもしれませんが、スポーツ文化という中には、歴史面も入れられたらなと思いました。

社会教育部長) この表彰というのは、歴史とは少し違うと思うのですが、そういうフロアを設けようとしています。それにはそういう歴史面も含まれています。ここに記載はないのですが、そういう

歴史的なことも含めて文化とは押さえており、中でも話はしています。

個別の計画のほうは、芦屋の伝統的なスポーツ、登山、テニス、ゴルフ等を継承するような各種業務を推進することや、絵画展やコンテスト、そういうところでも開催していくといったようなことは書いてあるのですが。

浅井委員) はい、わかりました。

教育長) 部長が見ているのは何ですか。

社会教育部長) スポーツ推進実施計画です。

教育長) そうですね。ですから、ある意味では振興計画という大きいものがあるって、その個別のバージョンとしてより具体的に。ここでは、「スポーツが身近なものに感じられるよう、スポーツにちなんだ絵画展やポスター展等」この「等」の中に、その辺は反映するという形ですね。

社会教育部長) そういうつもりでおります。

教育長) 他に質疑はございませんか。

今いただきました内容は本部会議の中で、教育委員会ではこういう意見も出ましたということ踏まえて議論していただいて、最終的に芦屋の教育振興基本計画を策定したいと思います。

より大事なものは、それをもとに具体的にどれだけできるかです。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案に今の御意見をいただくということで、承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第17号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言